

◇ 職場における化学物質管理の全体像 ◇

(参考)

幅広い産業における基礎材料として産業活動に不可欠である一方、取扱や管理の方法によっては人の健康へ影響をもたらす

リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進

国連の基準等により危険有害とされるすべての化学物質の危険有害性情報をすべての関係者に伝達し活用させるべき

職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会の提言

**化学物質
総数約6万物質**

【製造禁止】8物質

【製造許可】7物質

【特別規則に基づく管理】
104物質

安全データシート※2
交付対象物質
640物質

指針による指導
約800物質
届出化学物質のうち、強い変異原性のある物質。ばく露防止措置、安全データシートの交付等を指導

国連の基準等により
危険有害とされる物質

危険有害性情報がある物質
約4万物質

※3

国連の基準等による危険有害性情報が明らかではない物質
約2万物質

※3 事業者の調査により、危険有害性が判明した物質は順次移行

現行の安衛法の適用がある
既存化学物質

重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質(石綿等)

重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

災害が多発しており、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による管理(測定、局所排気装置、健康診断等)が必要な物質

国内外の学会等において、人への健康影響が確認されている物質

【国によるリスク評価】
製造・取扱の実態調査の結果、高いリスクが確認された物質を特別規則に基づく管理対象物質へ追加する。現行の規制についても適宜見直しを行う

【安衛法の一般規制】
有害物を取り扱う作業について、ばく露防止等の対策を求めている(安衛則576,593条等)

【新規化学物質の届出(届出化学物質)】
事業者による変異原性※1の調査の実施・結果の国への届出(年約1200物質、累計2万物質)

※1 生物の遺伝子に突然変異を引き起こす性質。変異原性試験は、化学物質の発がん性スクリーニング試験として利用されている

※2 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書